

8 福祉のまちづくりを進める

現状と課題

- 障害者が安心して生活できるような社会を実現するためには、高齢者や妊娠・子育て中の方などを含め、多様な人々がともに生活できる空間を整備するとともに、人と人との相互理解を深め、社会のネットワークづくりを進める必要があります。
- たとえば、道路については、区民が日常的に利用する生活道路は狭いうえに、歩道がないものも多くあります。
- また、歩道があっても、こう配が急であったり段差が多く存在したりすることが、障害者や高齢者の通行の支障となっており、歩きやすい道づくりが求められています。
- 区立公園では、新設やリニューアルの際に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、だれでもトイレ、ユニバーサルデザイン花壇の設置などを積極的に行っています。
- 今後は、計画的に公園を新設するとともに、既設の老朽化した公園等は、利用しやすいよう再整備していく必要があります。
- 鉄道駅は、区内に21の駅があり、いまだバリアフリーの整備が完了していない駅があります。
- 区では、駅のバリアフリー化を促進するため、平成14年4月から、鉄道事業者等にバリアフリー化のための経費の一部を補助しています。
- 交通バリアフリー法の目標である平成22年までに、整備が完了するよう、適切な支援をしていく必要があります。
- 駅周辺に大量に放置された自転車は、交通安全の面ばかりでなく、バリアフリーの観点からも大きな問題となっています。
- これに対して、区では、自転車駐車場の整備や誘導員の配置、放置自転車の撤去などの放置自転車対策をはじめ、自転車の乗り方に関するルールの徹底や利用者マナーの啓発等を行ってきていますが、これらの対策を一層推進していく必要があります。

- 公共的な建築物については、平成 15 年 4 月に国のハートビル法が改正され、平成 16 年 7 月には東京都のハートビル条例が施行されました。このことにより、民間・公共の一定規模以上の建築物については、バリアフリー化が義務づけられています。
- しかしながら、区内の建築物の多くは、小規模な建築物であったり、敷地や構造上の制約により、まだバリアフリー化が進んでいないのが現状です。
- 障害者を含め、さまざまな立場の区民が差別なく尊重され、地域の理解を深めるためには、人と人との出会いや、日常生活を通じて、多様な暮らし方や考えがあることに「気づき」、互いの理解を深め、行動していくことが必要です。
- 多くの区民が地域の身近な場面において「福祉のまちづくり」を考え、そして行動を変えていくきっかけとなる「気づき」の場をつくることが重要です。
- 区民と区が協働して、さまざまな活動に取り組んでいくためにも、ニーズに応じた情報提供が求められています。
- このため、区は、広報紙「ねりま区報」、「練馬区ホームページ」をはじめ、「障害者福祉のしおり」、「ねりま区テレホン・ファクスサービス」の提供など、多様な媒体を利用して、容易に情報が入手できるような広報活動に努めています。
- 今後は、情報のユニバーサルデザイン化に取り組むことにより、多様な人びとが利用しやすく、わかりやすい情報を提供することが必要です。
- 地域住民の日常生活を支える商店街の機能は、地域コミュニティや安全安心対策、地域交流など、一層の活動の活発化が求められています。
- 身近な商店街において、買物しやすいバリアフリーの施設、歩きやすい買物道路など、魅力ある店舗づくりを進めることにより、障害者にとって、安心して快適に買物ができる環境を整える必要があります。
- このような状況を区民とともに検討し、区では、平成 18 年 3 月に、「ずっと住みたい やさしいまち」を計画目標として、区立施設、道路、駅などのバリアフリー化やこころのバリアフリー化などを、利用者の視点に立って、12の基本方針にまとめ、「練馬区福祉のまちづくり総合計画」を策定しました。
- また、平成 18 年 12 月には、「バリアフリー新法」が施行され、区では、「福祉のまちづくり条例」の策定に向けて、検討をはじめているところです。
- 「福祉のまちづくり」の実現は、障害者をはじめ多様な区民の生活を支える基盤をつくることであり、区・区民・事業者が総合的に計画を推進することが必要です。

施策の方向

- 歩道や交差点の整備・改良を利用者の視点で検証しながら行います。
- 公園内の各種施設を、より魅力的に安心して使え、楽しめるものにします。
- 駅のバリアフリー化を促進するとともに、鉄道とバス・タクシーなどの相互の乗り換えに際して、案内や表示方法を工夫し、利用しやすく分かりやすい移動システムをつくります。
- 商店街と連携した放置自転車対策を検討・実施し、自転車を利用しながらも安心して買い物ができるスペースをつくります。
- 既存の施設のバリアフリーを促進させるとともに、建物を活かす管理・運営計画および障害者・高齢者等の対応マニュアルをつくります。
- 区の広報紙やホームページを含め、情報共有に関する実態を調査し、情報入手困難者に必要な情報をとどける方法を普及させます。
- 商店街事業で活用できる「ハートフル商店街」モデルプランを提案します。
- 互いの理解を深め、行動していくために、「学習支援コーディネーター」の仕組みや、「200人モニター」による区民意見の反映、区民発意の企画・提案事業の一部助成を実施します。
- 「バリアフリー新法」の施行に対応するため、「練馬区福祉のまちづくり要綱」の条例化を検討します。

1 とともに住む空間づくり

(1) 歩道や交差点の整備

【計画課・地域福祉課】

- 福祉のまちづくり 200人モニターからの情報提供に基づき、歩道や交差点の整備改良を行います。
- 利用者の視点で設計の段階から検討し、整備後の検証まで行うことにより、だれもが安心して利用できる歩道や交差点の整備を実現します。

(2) 公園の整備

【公園緑地課】

- 既存の公園を、福祉の視点を取り入れた「使いやすい公園」とすることを検討し、モデル事業として設計・再整備します。
- モデル公園の設計には、区民参加のワークショップを実施し、障害児も一緒に遊び、楽しめるユニバーサルデザインの公園を整備します。

(3) 駅のバリアフリー化と移動システム

【交通企画課】

- 駅舎の改良などにあわせ、駅前広場をつくる際に、区・事業者だけでなく、利用者とともに、ニーズを把握して、鉄道とバス・タクシーなどの相互の乗り換えに便利な移動システムを実現します。

(4) 放置自転車対策

【交通安全課】

- モデルとなる商店街で、キャンペーンの実施や商店と住民による誘導・整理の実施など、区民との協働で取り組みます。
- また、自転車は環境にやさしい乗り物であり、排除する視点だけでなく利便性も認めたいうえで、歩行者と自転車の共存を実現します。

(5) 施設のバリアフリー化

【地域福祉課・営繕課・建築課】

- 既存の区立施設のバリアフリーを促進させるために、アドバイスが行えるような仕組みをつくります。
- 区立施設の大規模改修等にあわせ、利用者の意見を反映して改修計画を策定します。
- また、民間施設についても取り組みを進め、施設のバリアフリー化の促進を図ります。

(6) 建物運用マニュアル

【地域福祉課・建築課・営繕課】

- 高齢者や障害者、子育て中の方々など、利用者に配慮した建物を活かす管理・運営等、施設の望ましい状態を実現するためのマニュアルを作成します。
- マニュアルは、案内サインや接客、備品等設置、イベント対応等の項目別に各2,000部作成します。区立施設をはじめ、民間施設にも周知し、建物や施設利用者の満足度を高めます。

	区分	現況（18年度）	22年度
歩道や交差点の整備	充実	20か所	100か所
公園の整備	充実	新設 2か所 (モデル公園計画 検討)	新設 5か所 改修 9か所 (1か所)
駅のバリアフリー化と 移動システム	充実	1駅 基本設計 (移動システムの調 査・研究)	4駅完了 (2駅実施)
放置自転車対策	充実	モデル地区で実施	1か所
施設のバリアフリー化	充実	計画準備	1か所
建物運用マニュアル	充実	マニュアル作成 準備	10,000部

2 とともに理解を深める“気づき”のネットワークづくり

(1) 情報のバリアフリー

【広聴広報課・地域福祉課】

- 情報の入手が困難と思われる方に、福祉情報や生活情報が適切に届いているかを調査します。
- また、情報の発信方法や情報へのアプローチの方法など、情報の伝わる仕組みをつくり、情報入手困難者に必要な情報を届けます。

(2) 商店街の取り組み

【商工観光課・地域福祉課】

- 買物サポートや配達、御用聞き、接客マニュアルの活用、買物しやすい設備の整備などを組み合わせ、福祉のまちづくりの視点を取り入れたモデルプランを区民との協働で作成し、商店会に提案します。
- このことにより商店街と障害者との交流や商店街の活性化を図ります。

(3) 障害理解

【地域福祉課・教育指導課・生涯学習課】

- 地域や学校などにおいて、「福祉のまちづくり」に関する学習プログラムを実施する際に、プログラムの検討などを支援する「福祉のまちづくり学びコーディネーター」の仕組みをつくり、障害に対する共感的理解を図ります。

	区分	現況（18年度）	22年度
情報のバリアフリー	充実	モニター調査・検討	実施
商店街の取り組み	充実	計画検討	実施
障害理解	充実	研修会	実施

3 基本的な姿勢〈共感・協働〉の取り組み

(1) 福祉のまちづくり 200 人モニター

【地域福祉課】

- 障害者や高齢者、子育て中の方、福祉のまちづくりに関心のある方などにモニターとして登録していただき、施設やサービスの計画の段階から「使う人の視点」を取り入れます。
- また、登録者は、整備改良が必要と思われる箇所の情報提供や現地調査への同行、整備後の検証等も行い、利用者の視点に立ったまちづくりを実現させます。毎年 100 人を募集し、任期は 2 年とします。

(2) 区民との協働

【地域福祉課】

- 区民と区がパートナーとして互いに尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進する「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」を実施します。
- 福祉のまちづくり総合計画の基本方針の実現のために、区民が自ら主体となって発意し、行政をパートナーとして実現する企画提案を募集し、事業費の一部を助成します。
- 区の持つ資源、区民の持つ資源を効果的に活かし、協働による活動が実施されることにより、「みんなで作るずっと住みたいまち」の実現をめざします。

	区分	現況（18年度）	22年度
福祉のまちづくり	充実	交差点の調査	実施
200 人モニター		情報に関する調査	1000 人
区民との協働	充実	12 団体助成	60 団体助成